

賃貸型応急住宅に係る損害保険のご案内

令和8年8月千葉豪雨に係る賃貸型応急住宅を実施するにあたり、千葉市は入居者を被保険者とした損害保険に加入しています。

1 保険の内容

①借家人賠償責任補償 2,000 万円（免責金額なし）

借戸室が偶然な事故により損壊した場合において、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負ったとき、その損害賠償金を支払うものです。

②修理費用補償 300 万円（免責金額 3,000 円）

大家さんに対しての損害賠償責任はないものの賃貸借契約に基づいて修理した場合、または借りている戸室での居住が困難な状態から復旧するために応急修理した場合に負担した修理費用を補償するものです。

③個人賠償責任保険 1 億円（免責金額なし）

日常生活における偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償するものです。

2 留意事項

入居者の家財（家具、家電、衣類等）の補償については、千葉市は加入しません。万一の損害に備えて保険への加入を希望される場合は、入居者ご自身の負担により、必要な保険に加入してください。